

特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取り組みが行われてきました。直近では、令和元（2019）年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載当を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

| | 職場環境要件項目 | 当法人としての取組 |
|-------|---|---|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 | 資格取得支援制度を導入し、受験料や研修等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、階層別に職員を選別し、計画的に育成を行っている。 |
| | 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇、休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 | 年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。 |

| | | |
|---------------|---|--|
| 労働環境・ 処遇改善 | ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有・事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にする等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスの提供等）による業務省力化 | 介護職員の記録業務等の省力化を図るため、全部署に共有される介護情報管理システムを導入しており、蓄積された情報を基に、入居者個々に必要なケアを提供できるように努めている。 |
| | 子育てとの両立を目指す者のための育休休暇制度等の充実、事業所内保育の充実 | 育休取得によるシフト変更にも柔軟に対応し、職員みんなが協力して子育てをサポートする環境です。 |
| | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 毎月実施されている各部署会議や施設長以下主任等にて行われる業務改善会議において、職場内に必要な留意点、改善すべき労働環境や介護内容について検討している。 |
| | 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員今日形質・分煙スペース等の整備 | 定期的な職員健康診断実施とともにストレスチェック等も実施している。 屋外に喫煙所を定め分煙スペース確保している。 |
| その他 | 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 | 毎年開催される施設の創立祭、敬老会等に地域住民を招待して交流を図っている。 |
| | 非正規職員から正規職員への転換 | 非正規職員から正規職員への転換を行っている。 |